別紙様式第六十四　（平12蔵令69・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

金銭の借入利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払報告書

（　　年　　月中）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名		金銭の借入利息	預金利息	配当金		債券利子		銀行手数料
				子会社配当金	その他の配当金	長期	短期	
		527	563	531	526	528	561	431
米国	304							
カナダ	302							
オーストラリア	601							
スイス	215							
ベルギー	208							
フランス	210							
ドイツ	213							
イタリア	220							
ルクセンブルク	209							
オランダ	207							
イギリス	205							
香港	108							
シンガポール	112							
合計								

（記入要領）　1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について受権された者が記名押印又は署名すること。
2　国別区分は、原取引（支払の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は集成によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
3　「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
4　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
5　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
（日本工業規格Ａ４）

付　表

金銭の貸付利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払の受領報告書

（　　年　　月中）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名		金銭の貸付利息	預金利息	配当金		債券利子		収益分配金	銀行手数料
				子会社配当金	その他の配当金	長期	短期		
	23 25	527	563	531	526	528	561	599	431
米国	304	26 37	38 49	50 61	62 73	74 85	86 97	98 109	110 121
カナダ	302								
オーストラリア	601								
スイス	215								
ベルギー	208								
フランス	210								
ドイツ	213								
イタリア	220								
ルクセンブルク	209								
オランダ	207								
イギリス	205								
香港	108								
シンガポール	112								
合計									

（記入要領）　1　国別区分は、原取引（支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の直接の相手先の所在国又は地域により区分に差し支えない。

2　「長期」欄には原契約期間等が１年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が１年以内のものを記入すること。

3　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

4　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格Ｂ４）